

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 1 4 回 会 議

平成 1 6 年 1 1 月 8 日 (月)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第14回会議

1 日時

平成16年11月8日(月)午前10時開会・午前11時10分閉会

2 場所

高松市役所13階大会議室

3 出席委員 17人

会長	増田昌三	委員	桧山浩治
副会長	中井弘	委員	藤澤久文
委員	井竿辰夫	委員	佐藤好邦
委員	川田史郎	委員	尾形洋一
委員	黒川恵	委員	野田法子
委員	中條勲	委員	川田秀夫
委員	梶村傳	委員	蓮井正明
委員	大浦澄子	委員	植田満江
委員	三笠輝彦		

4 欠席委員 6人

委員	谷本繁男	委員	河田澄
委員	大橋光政	委員	中村靖
委員	森谷芳子	委員	大林正孝

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	黒川裕文
副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	尾形進
幹事	熊野實	幹事	出原忠憲
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 30人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	市民部会委員	久利 泰夫
総務部会委員	小山 正伸	市民部会委員	出原 忠憲 (幹事兼務)
総務部会委員	合田 彰朝	土木部会長	久米 憲司
総務部会委員			
企画財政部会委員		土木部会委員	西岡 慎吾
市民部会委員	尾形 進 (幹事兼務)		
土木部会委員			
消防部会委員		消防部会長	富永 典郎
企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	消防部会委員	黒川 守
企画財政部会委員	井上 哲	消防部会委員	矢代 正己
企画財政部会委員	草薙 功三	教育部会委員	上原 直行
企画財政部会委員	森 覚	教育部会委員	安田 和文
企画財政部会委員	植松 勉	教育部会委員	山下 晴久
企画財政部会委員	高橋 公一	農業委員会部会長	溝渕 收
企画財政部会委員	綾田 保弘	農業委員会部会委員	太田 秀人
企画財政部会委員	白井 文夫	農業委員会部会委員	赤松 利幸
企画財政部会委員	熊野 善博		
土木部会委員		議会部会委員	宮本 弘
企画財政部会委員	青井 八千穂	議会部会委員	川原 讓二
市民部会長	氏部 隆		

7 事務局

事務局長	林	昇	調整班長	清	谷	文	孝		
事務局次長	加	藤	昭	彦	調整班 兼計画班	松	本	修	治
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福	井	隆	調整班 兼計画班	林	田	競	一	
総務班長	和	泉	隆	治	調整班 兼計画班	松	崎	充	宏
総務班 兼調整班	安	西	正	門	調整班 兼計画班	中	村	郁	夫
総務班 兼調整班	森	田	大	介					

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

協議第40号 建設計画（協定項目第25号）について

（第11回会議提案：継続協議）

協議第52号 地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

（第13回会議提案：継続協議）

協議第53号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について（第13回会議提案：継続協議）

協議第54号 その他の事業（契約制度）（協定項目第24 - 24号）について（第13回会議提案：継続協議）

協議第55号 その他の事業（集会所等設置補助事業）（協定項目第24 - 24号）について（第13回会議提案：継続協議）

協議第56号 その他の事業（青少年健全育成事業）（協定項目第24 - 24号）について（第13回会議提案：継続協議）

協議第57号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第8号）について

協議第58号 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）について

協議第59号 事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）について

協議第60号 一部事務組合等の取扱い（協定項目第16号）について

協議第61号 消防防災関係事業（協定項目第24 - 20号）について

協議第62号 その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第24 - 24号）について

協議第63号 その他の事業（後継者育成等報償制度）（協定項目第24 - 24号）について

協議第 6 4 号 その他の事業（市・町民葬儀）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）
について

協議第 6 5 号 その他の事業（生活用水確保対策事業）（協定項目第 2 4 -
2 4 号）について

協議第 6 6 号 その他の事業（塩江町における公園・レクリエーション等施
設）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

協議第 6 7 号 合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正につ
いて

4 その他

(1) 合併協定書について

(2) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） おはようございます。お待たせをいたしました。

それでは、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第14回会議を開会いたします。

皆様方、本日は、何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。
た。

それでは、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員には、梶村 傳委員さんと尾形洋一委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 （1）協議事項

議長（増田会長） まず、協議第40号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

なお、協議第40号につきましては、確認されていない合併協定項目がございますことから、その協議状況を見きわめた上で、次回、第15回会議において意思集約を図ることといたしております。

それでは、事務局から説明いたします。

事務局次長(福井) それでは、協議第40号建設計画（協定項目第25号）について説明いたします。

会議資料の後にしております附属資料その1、建設計画案をごらんください。

建設計画案の37ページをお開きください。37ページでございます。

継続協議となっております建設計画につきましては、前回の案から、今回、37ページにございます消防・防災・防犯体制の整備の重点取組み事項として、項目として、一番上に記載しておりますように、自主防災組織の充実強化を追加いたしますなど、修正を行い、整理した内容で改めてお配りしております。

なお、この建設計画につきましては、先ほど、議長からも発言がございましたように、

すべての合併協定項目の確認が予定されております、次回の第15回会議において確認いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第40号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、先ほども申しあげましたように、協議第40号につきましては、次回会議で改めて質疑、協議等を行い意思集約をさせていただきます。

次に、協議第52号地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について及び協議第53号議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）についてを一括議題といたします。

なお、協議第52号及び協議第53号の2件については、前回会議で、提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますものでございます。

改めまして、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、提案内容を説明いたします。

会議資料の2ページをお開き願いたいと存じます。

まず、協議第52号地域審議会の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、塩江町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。」というものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

協議第53号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、塩江町の区域により選挙区を設ける。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたし

ておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第52号及び協議第53号の2件について、御質問等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

梶村委員 高松の梶村でございますが、本日、議長、副議長が公務のため欠席しておりますので、私の方からお願いを申し上げたいと思うのであります。

今、議題となっております協議第52号並びに53号の取り扱いについてであります。内容につきましては、もう、高松市側の方から提案をされたものでございますので、私も、何ら問題はないというように思っております。しかし、高松市と、それぞれ合併協議会を設けております各町、御案内のとおり6町ございますが、この6町のうちで庵治と牟礼町の合併協議会においては、まだ、この二つの協定項目について正式に提案をしていないという状況にあるものでありますから、直ちに、前回、提案されて、今回ここで確認をするということは、その他の2町への配慮というのもございまして、きょうのところは、これを継続扱いにさせていただいて、次回の合併協議会のときにあわせて確認をすると、その他の項目とですね。そういう扱いにさせていただければ、非常に、高松市としては、ありがたいのではないかと考えておりますので、ぜひ、そういうふうにお取り扱いをお願いしたいというふうに思います。

議長（増田会長） ただいま、梶村委員さんから御意見ございましたが、これについて、何か御発言ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、提案のありましたように、協議第52号及び協議第53号の2件につきましては、再度、継続協議とし、次回、第15回会議で意思集約を図ることによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） さよう計らわせていただきます。

次に、協議第54号その他の事業（契約制度）（協定項目第24-24号）についてから協議第56号その他の事業（青少年健全育成事業）（協定項目第24-24号）についてまでを一括議題といたします。

なお、協議第54号から56号までの3件については、前回会議で継続協議の取り扱い

となっておりますのでございます。

改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の 11 ページをお開き願いたいと存じます。

まず、協議第 54 号その他の事業（契約制度）についてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「契約制度については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

続きまして、12 ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第 55 号その他の事業（集会所等設置補助事業）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「集会所等設置補助事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

続きまして、次の 13 ページをお開き願いたいと存じます。

協議第 56 号その他の事業（青少年健全育成事業）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。なお、塩江町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第 54 号から協議第 56 号までの 3 件について、御質問等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第 54 号から協議第 56 号までの 3 件、一括お諮りいたします。

協議第 54 号から協議第 56 号について、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。

御異議がありませんので、協議第54号から協議第56号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第57号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第8号）についてを議題といたします。

なお、協議第57号から協議第67号までの11件につきましては、本協議会会議規程に基づき、原則として、本日の会議では提案及び協議事項についての説明等を行い、次回、第15回会議で改めて質疑、協議等を行った上、意思集約を図ることといたします。

それでは、まず、協議第57号について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の14ページをお開き願います。

協議第57号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

調整内容を御説明いたします前に、編入合併の場合の、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて御説明を申し上げます。

次の15ページをお開き願いたいと存じます。

15ページには、参考といたしまして、編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期に関する資料を掲載をいたしております。

まず、農業委員会の数でございますが、1自治体につき1農業委員会が原則でございますが、表の2段目、3段目に記載のとおり、農業委員会法または合併特例法による特例措置といたしまして、二つ以上の農業委員会を置くこともできます。

次に、農業委員会の委員でございますが、表に整理しておりますように、原則のほか特例措置がございます。

まず、1段目の統合の場合をごらんいただきたいと思います。

原則では、編入される市町村の委員は、すべて失職をいたします。右側に記載しております特例措置を適用いたしますと、編入される市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り在任をすることができます。

次に、2段目の旧市町単位で設置する場合がございますが、この場合は、編入される町村を区域とする農業委員会を従前委員の任期の残任期間置くことができます。

次に、3段目の新たに二つ以上の区域を設置する場合は、合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により80人を超えない範囲で在任が可能となり、その任期は合併後、1年を超えない範囲で定める期間となっております。

以上が、編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期の説明でございます。

それでは、調整内容を御説明申し上げます。

この会議資料の後にございます附属資料のその2でございます。先ほどの建設計画の後でございますが、附属資料その2の6ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料その2の6ページでございます。

なお、これから後の案件の説明は、会議資料とこの附属資料を並行して説明させていただきます。この二つの資料を並べて、ごらんいただければと思います。よろしく願いをいたします。

附属資料6ページでございますが、この6ページには農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する資料でございます、ここでは2項目でございます。

次の7ページをお開き願いたいと存じます。

まず、農業委員会及び選挙区でございますが、1の区域面積、2の農地面積、3の農家数、4の農業委員会数及び5の選挙区につきましては、現況欄に記載のとおりでございます。

調整案でございますが、ページ右下にございますように、「塩江町農業委員会は、高松市農業委員会に統合するものとする。」といたしたところでございます。

続きまして、次の8ページをごらんいただきたいと存じます。

農業委員でございますが、2の委員数につきましては、選挙による委員は高松市が40人、塩江町が10人、選任委員につきましては、それぞれ資料に記載のとおりでございます。

また、3の任期につきましては、両市町とも同じでございます。

この農業委員につきましては、右上の問題点・課題の欄にございますように、合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がございますが、対応策及び調整案といたしましては、資料に記載のとおり、「塩江町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の14ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料14ページでございます。

ただいま附属資料で御説明をいたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、

ページの中ほどにございますように、「塩江町農業委員会は、高松市農業委員会に統合するものとする。塩江町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。」というものでございます。

なお、会議資料の16ページと17ページには先進地域の事例といたしまして、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました10市及び現在合併協議が進められております中核市の事例をそれぞれ記載をいたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、協議第57号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第57号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第57号につきましては、次回、第15回会議で改めて意思集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第58号一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の18ページをお開きください。

協議第58号一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。

提案内容を御説明させていただく前に、まず調整内容を附属資料で御説明申し上げます。

先ほどの附属資料の10ページをお開き願いたいと存じます。附属資料10ページでございます。

10ページには、資料といたしまして両市町の職員数等の現況を記載いたしております。1の職員数及び2の職層別人数につきましては、資料に記載のとおり状況でございます。

また、3の級別職種でございますが、10ページから次の11ページにかけて記載しておりますとおり、高松市では全職種とも同じ分類表でございますが、塩江町は行政職の分類表以外に、次のページにございますように医療職の分類表が3種類ございます。

また、12ページでございますが、12ページには平均給料月額等の現況を記載いたしております。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、10ページの右下に記載をしております

すように、「塩江町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐものとする。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定める。」としたところでございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の18ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料18ページでございます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「塩江町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐものとする。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。」というものでございます。

なお、次の19ページと20ページには先進地域の事例を記載いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で協議第58号一般職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第58号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

どうぞ。

佐藤委員 塩江の佐藤でございます。この協定項目にも列記しておりますけども、私らの職員は、常に住民とのきめ細かなサービス面につきまして、非常に熱心にやっているのが現状でございます。御当地の高松市の職員さんも同じとは思いますが、広い町土を抱え、常にやはり災害の面におきましても危険な目にさらされながら一生懸命やっている、そういうことをひとつ、肝に銘じていただきまして、この件については高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱う、これにつきまして、くれぐれもよろしくお願ひしたいということで、念のために申し添えさせていただきます。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

中井副会長 一般職の身分の取扱いの関係でございますけども、これは非常に内容が複雑でございますし、今、佐藤委員の方から申し上げたようなことも配慮しながら、市の方でも御配慮いただくということでございますけども、基本的には、今回の提案について

は塩江町の職員は、すべて高松市の一般職の職員ですが、すべて高松市の職員として引き継いでいただけるというような案でございます。その詳細な身分等については、現在も、まだまだ事務レベルでも煮詰めをしつつあるところであるというような状況であると思っております。このことにつきましては、高松市におきましても、本町以外に5町との関係の、いわゆる合併の協議を立ち上げておられるということもございまして、そういうことも配慮しながらということでございますが、そのほかの、ここで塩江町だけで確定してしまうということは、5町に対しても、いろいろ誤解を招くということは、どうかと思っております。いろいろ、そういう面で配慮をしなければならないというようなこともあろうかと思っておりますので、このことにつきましては、末尾のところに掲げてございますけれども、両市町の長が別に協議して定めるということは事務レベルでということだろうと思っております。そういうことで不均衡ができるだけ生じないような措置をとるということで、今後、十分に協議もさせていただき、市の方でもそういう御配慮をいただきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

以上です。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第58号につきましては、次回、第15回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第59号事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の21ページをお開き願いたいと存じます。

協議第59号事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほど、枠で囲った部分にございますように、「現在の塩江町役場については、塩江町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。現在の塩江支所及び上西支所については、新しい塩江支所の内部組織としての連絡事務所とする。新しい塩江支所及び連絡事務所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、塩江町の地域特性等を考慮

した機能・サービスの確保について、合併時まで調整するものとする。住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。」というものでございます。

以上が提案内容でございますが、この提案内容の基本的な考え方を補足して御説明申し上げます。

まず、1点目といたしまして、合併の効果を上げるということでございます。

合併の効果を可能な限り発揮させるためには、行政組織、機構及び人員体制を極力スリム化し、簡素で効率的な行政組織体制を確立し、行政コストの縮減と行財政運営基盤の充実、強化を図り、もって住民の福祉の向上に資するということが必要であるということでございます。このことは、合併に係る、さまざまな意向調査等におきまして、人件費の削減が最大の効果として強く期待されているところでもございます。

次に、2点目でございますが、住民生活の激変緩和への留意ということでございます。

住民がなれ親しんできた、これまでの行政体制が合併によって急激に変化することは、行政制度やサービスの変化とともに、住民の不安の要因ともなっていることも事実でございます。このようなことから、住民の日常生活に多大な影響を及ぼさないよう、支障を来さないよう、合併時における激変緩和に留意するというところでございます。

3点目といたしまして、合併後の見直しということでございます。

この事務組織、機構につきましては、合併後の支所等の業務の執行状況などの実態を把握、検証する中で、全庁的組織機構のあり方を見据え、効率的で効果的な体制となるよう見直しを行うということでございます。

以上のような基本的考え方に基づきまして、住民の日常生活に支障を来さないよう合併時における激変緩和に留意する中で、合併の重要な目的でございます簡素で効率的、効果的な行政組織体制の確立を展望した、地域行政のサービス拠点の整備を行うこととしたものでございます。

提案内容の説明は以上でございます。

なお、次の22ページ、23ページには両市町の行政機構図を掲載いたしております。

また、その後の24ページと25ページには先進地域の事例をそれぞれ掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で協議第59号事務組織及び機構の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第59号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

どうぞ。

佐藤委員 済みません、たびたび。塩江の佐藤でございます。今度、塩江支所となります件につきましては、非常に、私たちの議会の中でも論議が激しゅうございますし、また住民におきましても、一体どれぐらいの職員の配置、また、どのような分掌事務がここへ加えられるかという、非常に懸念をされる声が高うございます。

御承知のとおり、塩江町は、今、県下でも2番目に広い町でございます。非常に隅々まで行くにはある程度時間もかかりますし、やはりそこには職員が常に、やはり住民との触れ合いの中で、そこで安心感等を持っているのが現状でございます。今、会長さんである市長さんにつきましては、この支所の職員の配置の人数であるとか、また、どのようなそこでの分掌事務が与えられるかということ、もし、ある程度お話ができているならばお知らせをいただきたいと思っておりますし、御承知のとおり桜川ダムの事務所も、今、支所にはありますし、そういう、これからの用地関係、また周辺整備関係もありますし、ごみの焼却施設につきましてはの周辺整備も関連がございます。その辺を兼ね合わせて、今度、支所の配置等につきましてのお考えが、もし、決まっておれば、今お知らせを願いたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田会長） 事務局から説明いたします。

事務局長 事務局から説明をいたします。

ただいま提案をいたしております案件についての基本的な考え方については、先ほど提案説明の中で申し上げたとおりでございます。この協定項目の中にも、真ん中あたりにありますけれども、塩江町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保についてという表現を入れております。これにつきましては、ただいま御指摘いただいたような桜川ダムの問題あるいはごみ処理場の問題等、地域特性を踏まえた事務ということで、その事柄の性質上、どうしても塩江町地域で直接的に実施する必要があるものというようなものが、どのようなものかということ、精査する中で、具体的な形を考えていくということでございます。

なお、その協議につきましては、まだ、塩江町と高松市の間で具体的に、このような事務というようなことについての協議が行われておらない状況でございます。現在のところは抽象的な考え方になるかと思います。そのような中で、それら事務事業の調整を行うとともに、具体的には、例えば支所長を初めとする業務の遂行組織の形、あるいはその役職なり職制のあり方、さらには業務ごとの人員配置とか、本庁の関連部門との組織上のかかわり方、あるいは組織間の連携のあり方、全庁組織の中における支所の位置づけ、各業務の決裁権とか予算執行、事務遂行のあり方など、さまざまな事柄については、今後、合併協議の全体像を見据えながら、合併の直前まで調整が行われる性質のものでございまして、現時点においては詳細な部分についての説明をできる状況にはないというのが現状でございます。

なお、どの程度の体制かということにつきましては、例えば、先進事例を申し上げますと、福山市では合併前の旧町村の職員数の6割から6割5分程度が合併後の旧町村の地域内で勤務をする、仕事をしているというような状況となっております。高松市と塩江町との考え方につきましても、今回、提案をいたしておりますような協議調整の考え方に基づいて調整をいたしますと、福山市の事例あるいはそれ以上の体制ができるのではないかなというふうな感覚であります。その点ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

中井副会長 これも私の方からも、これ盛んに議論を今されておる、これは塩江の内部でございますけれども、出ておる問題もございまして、いたしますので、私の方からも、一言お願いを申し上げておきたいと思うんですが、先ほどの一般職の職員の身分の取扱いの関係と同様に、この件についてもまだ協議中の段階だという考え方にさせていただきまして、詳細な支所機能については、まだまだ決まっておらないというのが現状でございます。

このことにつきましても、今、事務局の方からお話ございましたように、他の5町との関係も十分に考えていかなきゃならんということも考えておりますし、支所に残る事務また人員等については、今後、塩江町地域の住民にとってサービスの低下を招かないよう考えていただかなければならんということでございますけれども、何としまして、合併が最大のいわゆる行政改革であると、行財政の改革でもなければならんということは基本的に私は考えなければならんというふうにも思っております。しかし、今、事務局の方から御説明がありましたとおり、地域性というか、塩江町の特殊性を考えていただいたところで

行財政改革等をやらなければならない中で、そういうことも十分に検討していただいております。

なお、重複いたしますけど、一般職の職員の問題と事務組織の問題につきましては、どちらも詳細につきましては協議中であるということでございますので、今後、十分に検討すべき事項であると思っております。まだ細部の受け取りには至っておりませんので、他の5町に対して誤解のないよう、特に留意もしていただきたいと思っておりますし、私も、そういう行財政改革という基本的な考え方を前提にした考え方でまとめ上げていくべきだというふうに思っておりますので、ひとつ、今後、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第59号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第60号一部事務組合等の取扱い（協定項目第16号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の26ページをお開き願いたいと存じます。

協議第60号一部事務組合等の取扱いについてでございます。

提案内容を御説明いたします前に、まず調整内容を附属資料で御説明申し上げます。

先ほどの附属資料の14ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料の14ページでございます。

14ページから17ページにかけて、現在、両市町が加入をいたしております一部事務組合等の状況を記載をいたしております。

まず、14ページの1の高松地区広域市町村圏振興事務組合につきましては、両市町ともに加入をいたしておりますが、共同で実施している事務のうち、と につきましては塩江町は該当がございません。

次に、2の木田香川地区町村税滞納整理組合、そして次の15ページの3でございますが、15ページの3の讃岐地区広域消防組合、4の香川南部葬斎場組合、そして16ページの5の香川県市町総合事務組合につきましては、塩江町のみが加入している一部事務組

合でございます。

次に、17ページをお開き願います。

17ページの6、土地開発公社でございますが、この土地開発公社につきましては、設立日は異なりますが、両市町とも設立をいたしております。

以上が一部事務組合等に係る両市町の現況でございますが、塩江町のみ加入している一部事務組合の中には、現在、高松市が合併協議を行っている他の町も加入をいたしております。

例えば15ページをごらんいただきたいと存じますが、15ページの3の讃岐地区広域消防組合ですと、構成町のうち、三木町を除く5町と、現在、高松市が合併協議を行っております。

また、4の香川南部葬斎場組合は、構成町3町とも高松市と合併協議を行っておりまして、合併協議の動向によりましては対応形態が変化したり、組合そのものが存在しなくなるということも想定されるところでございます。

また、その場合の法律的な手続方法等も、それぞれのパターンによって異なってくることとなります。このようなことから、現在、塩江町のみが加入している一部事務組合については、今後の合併協議の動向を見きわめた上で、その取り扱いを協議する必要があるものと思われまます。

以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、14ページをごらんいただきたいと存じます。

14ページの右下にございますように、調整案といたしましては、「両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取り扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続を行うものとする。塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の26ページをお開き願いたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように「両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。塩江町のみが加入している一部事務組合について

は、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取り扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続を行うものとする。塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。」というものでございます。

なお、27ページと28ページには先進地域の事例を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で協議第60号一部事務組合等の取り扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第60号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第60号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第61号消防防災関係事業（協定項目第24-20号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の29ページをお開き願いたいと存じます。

協議第61号消防防災関係事業についてでございます。

この案件につきましても、提案内容の説明の前に、まず調整内容を附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の18ページをお開き願いたいと存じます。

18ページは、消防防災関係事業についてに関する資料でございまして、ここでは4項目でございます。

次の19ページをお開き願います。

初めに、常備消防でございます。

1の運営主体でございますが、塩江町では、先ほど一部事務組合等の取扱いの中で御説明いたしましたように、塩江町が加入しております讃岐地区広域消防組合が運営いたしております。

また、2の組織体制、3の消防署所、20ページの4の人員及び21ページの5の消防車両につきましては、塩江町の現況欄には、この讃岐地区広域消防組合の状況を記載しておりますが、現況につきましては、それぞれ資料に記載のとおりでございます。

19ページにお戻り願いたいと存じます。

この常備消防の調整案でございますが、現在、塩江町では、一部事務組合である讃岐地区広域消防組合が運営主体となっておりますことから、先ほどの一部事務組合等の取扱いの中で御説明いたしましたように、今後の合併協議の動向を見きわめた上で、その取り扱いを協議することとし、右下に書いてございますように、調整案といたしましては、「常備消防については、「一部事務組合等の取扱い」（協定項目第16号）の協議によるものとする。」としたところでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

防災団体等でございます。

両市町の防火団体等、自主防災組織の現況につきましては、資料に記載のとおりでございます。

調整案といたしましては、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、23ページをお開き願いたいと存じます。

地域防災計画でございます。

現況欄にございますとおり、両市町とも地域防災計画を策定いたしておりますが、その内容等に差異がございます。

対応策でございますが、ページ右側の中ほどにございますように、地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後、速やかに塩江町地域を含めた計画に見直すこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと存じます。

防災行政無線でございます。

両市町の現況でございますが、2の施設のうち、移動系無線につきましては、周波数などに違いがございます。

また、同報系無線につきましては、高松市では現在、整備について検討中でございます。

一方、塩江町ではCATVの導入に伴いまして、16年度において廃止することとなっております。

調整案でございますが、右下にございますように、「高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の29ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。」というものでございます。

なお、次の30ページと31ページには先進地域の事例を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で協議第61号消防防災関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第61号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第61号につきましても、次回、会議で改めて意思集約を図ります。

次に、協議第62号その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第24 - 24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料32ページをお開き願います。

協議第62号その他の事業（市・町民褒章制度）についてでございます。

この案件につきましても、先に附属資料で調整内容を御説明申し上げます。

附属資料の26ページをごらんいただきたいと存じます。

26ページは、その他の事業（市・町民褒章制度）でございます。

まず、1の名誉市・町民でございますが、両市町におきましては、現況欄に記載のとおり、条例に基づき功績が卓絶し、住民から尊敬されている者に対し、名誉市民・名誉町民の称号を贈り顕彰を行っております。

次に、2の市・町政功労賞でございますが、現況欄に記載のとおり、高松市では、表彰条例に基づき市政功労者に対し毎年2月15日の市制施行記念日に表彰を行っておりまして、受賞者には式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を行っております。

一方、塩江町では、表彰規則に基づき表彰いたしておりますが、受賞後の待遇は特にご

ざいせん。

次に、3の市民栄誉賞は高松市のみの制度でございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、塩江町の名誉町民については塩江地区の名誉町民として継承するものとし、塩江町の町政功労者については表彰後の待遇を行っていないため、高松市の待遇措置は適用しないものとするをいたしております。

そして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。塩江町の名誉町民については、塩江地区の名誉町民として継承するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料32ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。塩江町の名誉町民については、塩江地区の名誉町民として継承するものとする。」というものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第62号その他の事業（市・町民褒章制度）についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第62号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第62号についても、次回会議で改めて意思集約を図ることいたします。

次に、協議第63号その他の事業（後継者育成等報償制度）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の33ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第63号その他の事業（後継者育成等報償制度）についてでございます。

この案件につきましても、まず調整内容につきまして附属資料で御説明申し上げます。

附属資料27ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業（後継者育成等報償制度）でございますが、この制度は定住促進策といたしまして塩江町のみが実施している制度でございます。

まず、1の後継者育成報償でございますが、この制度は後継者の育成対策として、町内

に住所を有する夫または妻と同居し、婚姻入籍後、引き続き1年間、町内に在住する場合には、1組につき10万円の報償金を支給するというものでございます。

次に、2の結婚促進報償でございますが、後継者の育成確保に寄与した結婚世話人に対して、1件につき20万円の報償金を支給するものでございます。

なお、この場合の結婚世話人でございますが、結婚当日のみの媒酌人や結婚相談等を職業としている者などは対象外といたしております。

次に、3の出産家庭報償でございますが、人口減少抑制策の一環として、町内に住所を有し、第3児以上を出産した者に対し、一定の条件のもとに30万円の報償金を支給するというものでございます。

以上が塩江町における後継者育成等報償制度の現況でございますが、調整案といたしましては、右下にございますように、「塩江町の後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとし、結婚促進報償については、合併時に廃止する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料33ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「塩江町の後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとし、結婚促進報償については、合併時に廃止する。」というものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第63号その他の事業（後継者育成等報償制度）についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第63号について、御質問等ございましたら御発言願います。

どうぞ。

植田委員 塩江の植田でございます。意見ではないんですが、お願いをしておきたいと思います。この協議63号は、少子高齢化が進みまして、人口も、どんどん減っていきます。その中で、若い人たちを定住させるための事業であったと思います。それが高松市という大きな母体の中に入りますと、それは、ちょっと無理ということは理解もできますし、仕方のないことじゃと思います。

この際、この協議というわけではございませんが、59号でしたか、役場の件、それが

ら農業委員、いろんな協議に絡みますけれども、塩江町の住民が一番不安に思っているのは、今までの、きめ細かなサービスが受けられなくなるのではないかということではないかと思います。それで、今までにもいろいろと御理解いただいておりますけれども、この際、しつこいようですけれども、町民の不安が増加しないように、きめ細かなサービスが受けられますように十分に御配慮いただけたらと、重ねて、しつこいようですがお願いいたします。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第63号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ります。

次に、協議第64号その他の事業（市・町民葬儀）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料34ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第64号その他の事業（市・町民葬儀）でございます。

提案内容の説明の前に、附属資料で調整内容を御説明申し上げます。

附属資料の28ページをごらんいただきたいと存じます。

28ページ、市・町民葬儀でございます。

この制度につきましては、葬儀の経済的負担の軽減を図ることを目的に、葬儀の種類及び料金を定め、葬儀業者を指定して葬儀を取り扱わせているものでございまして、両市町では記載のとおりの内容で実施いたしておりますが、葬儀の種類に違いがございます。

また、塩江町のやすらぎ苑葬につきましては、塩江町と香川町、香南町の3町で構成する一部事務組合の香川南部葬斎場組合の葬斎場であるやすらぎ苑で行われる葬儀でございます。

調整案でございますが、この塩江町のやすらぎ苑葬につきましては、一部事務組合である香川南部葬斎場組合が関係しておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町のやすらぎ苑葬については、「一部事務組合等の取扱い」（協定項目第16号）の協議を踏まえ、合併時まで調整する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料34ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「市・町民葬儀については、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町のやすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。」というものでございます。

以上で協議第64号その他の事業（市・町民葬儀）の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第64号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第64号についても、次回会議で改めて意思集約を図ります。

次に、協議第65号その他の事業（生活用水確保対策事業）（協定項目第24-24号）についてを議題とします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料35ページをお開き願いたいと存じます。

協議第65号その他の事業（生活用水確保対策事業）でございます。

これにつきましても、まず調整内容を附属資料で御説明申し上げます。

附属資料29ページをごらんいただきたいと存じます。

生活用水確保対策事業のうち、まず井戸等整備補助でございます。

現在、塩江町では簡易水道未普及家庭が生活用水の確保を図ることを目的として、井戸やろ過・滅菌装置等の施設の創設、改善、改修を行う場合に、資料に記載のような補助率で補助を行っております。

調整案でございますが、経過措置を設けることとし、右下にございますように、「井戸等整備補助については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

飲用水給水ホース等設置補助でございます。

この制度につきましても、塩江町独自の制度でございまして、ただいま御説明いたしま

した井戸等整備補助と同様の目的で、飲用水給水ホース、貯水用タンクの新設、増設、改修に対して、現況欄に記載のとおりの内容で補助を行っているものでございます。

調整案でございますが、「飲用水給水ホース等設置事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料35ページをごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「生活用水確保対策事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」というものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第65号その他の事業（生活用水確保対策事業）についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第65号について、御質問等ございましたら御発言願います。

どうぞ。

藤澤委員 塩江町の藤澤です。未給水世帯の1世帯の1人としてお願いがあります。これ3年度限りということじゃなくて、継続的に続けられることを再考していただきたいと思えます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明をさせていただきます。

この件については、いろいろ高松市と塩江町で協議をされたところでございまして、その検討の中では、この制度自体の趣旨からいいますと、そのまま残すとなると、高松市全域の問題をどうするのかということが1点あります。その場合においては、非常に多額の経費を要するという、それから塩江町の地域特性として、これまで制度が整備されてきて実施されてきたという特殊性というものを考える必要があるというようなこと、そういうことを総合的に判断しまして、調整結果といたしましては、合併年度及びこれに続く3年度に限り現行のとおり実施するということといたしたものでございます。

したがって、これにつきましては、現在の塩江町の制度をどうするかという協議の中で、それについては期限を切って実施しようということございまして、生活用水全般の問題をどうするのかということについては、高松市の今後の課題であるというふう

に認識はいたしておりますけれども、そのようなことについては、合併協議の中で協議調整を行うということにはならない問題でございまして、今後の都市づくり、まちづくりを進めていく中で検討が行われるものというふうに理解をいたしております。

以上でございます。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかに何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第65号につきましても、次回第15回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第66号その他の事業（塩江町における公園・レクリエーション等施設）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料36ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第66号その他の事業（塩江町における公園・レクリエーション等施設）についてでございます。

まず、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料31ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料31ページでございます。

塩江町における公園・レクリエーション等施設でございますが、31ページから32ページにかけて記載のとおり、塩江町には1の内場池野外運動緑地施設を初め10カ所の公園・レクリエーション等施設がございます。各施設の主な施設内容等につきましては、現況欄にそれぞれ記載のとおりでございますが、調整案といたしましては、31ページの右下にございますとおり、「塩江町の公園・レクリエーション等施設については、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

なお、参考までに各施設の位置図を次の33ページに掲載いたしております。

次の33ページには、ただいまの各施設の位置図を掲載いたしております。また、後ほど、ごらんいただければと存じます。

以上が調整内容でございますが、恐れ入りますが、もとの会議資料36ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいまの調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「塩江町の公園・レクリエーション等施設については、高松市に引き継ぐものとする

る。」というものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第66号塩江町の公園・レクリエーション等施設についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第66号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますたら、協議第66号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第67号合併期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料37ページをお開き願いたいと存じます。

協議第67号合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正について御説明申し上げます。

両市町の合併の期日につきましては、第2回会議で平成17年3月31日を目標とすることが確認されておりましたが、その後の協議の進捗状況等を踏まえ、第13回会議におきまして、合併の具体的な期日については平成17年9月26日とすることが改めて確認されたところでございます。

また、合併協議会におきまして合併協定項目の提案内容を確認した後に、国や市の制度改正が行われ、確認済みの事項に修正を行う必要が生じる場合も想定されます。

このように、合併の期日が、当初想定していた期日、年度末から半年程度ずれ、年度途中になったこと、また、国等において制度改正が行われたことにより、既に合併協議会において確認済みの事項について修正すべきものがあるかどうかについて、改めて、各部会において精査いたしておりましたが、37ページに記載の二つの合併協定項目、地方税の取扱いと学校教育事業については、確認事項の一部に修正を加えることとし、本日、修正案を提出するものでございます。

それでは、提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「「地方税の取扱い」（協定項目第9号）及び「各種事務事業の取扱い（学校教育事業）」（協定項目第24-21号）については、合併の期日の確定等に伴い、確認事項について別紙のとおり修正するものとする。」というものでございます。

それでは、38ページに記載の別紙によりまして修正案を御説明申し上げます。

38ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、地方税の取扱いでございますが、国の税制改正によりまして、個人の市・町民税の均等割の税率が両市町で同一となったこと、また、合併の期日が年度末から年度途中になったことによりまして、納付に関して混乱を招かないよう高松市の制度に統一する時点を改めるもの、また、高松市において平成17年度から納期前納付に対する報奨金制度を廃止することとなったことなど、各事項で修正を要する理由は異なりますが、個人市・町民税から納税関係までの、そこに記載しております五つの事項について、企画財政部会におきまして改めて協議調整の結果、表の右端に記載の、今回修正案のように確認事項を改めようとするものでございます。

また、その下の各種事務事業の取扱い（学校教育事業）につきましては、合併の期日が年度末から年度途中になったことにより、学校給食について、当初、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するといたしてありました調整内容を、記載のとおり、高松市の制度に統一すると改めるものでございます。

続きまして、附属資料のその2の34ページをごらんいただきたいと存じます。

先ほどの附属資料の34ページでございます。

34ページには、この合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正に関する資料をつけております。

この後の35ページから46ページにかけては、ただいま修正案について御説明をいたしました各項目について、当初確認をいただきました調整内容と修正案を新旧対比して、上下見開きで記載をいたしております。本日は、時間の関係もございまして、逐一の説明を省略させていただきます。また後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単でございますが、協議第67号合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第67号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第67号につきましては……、これも次回でやるの……。これについても次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

会議次第4 その他(1) 合併協定書について

議長(増田会長) 次に、会議次第の4その他でございますが、まず(1)の合併協定書について事務局から説明をいたします。

事務局次長(加藤) それでは、合併協定書について御説明いたします。

会議資料39ページ、会議資料最後のページでございますが、そちらの方に項目のみ掲載いたしております。特に資料はございません。

本合併協議会で設定いたしました合併協定項目につきましては、合併時まで調整するとして確認された事項など、一部の行政制度、事務事業については、今後、引き続き各部会において調整を行うこととなりますが、基本的には、本日、新たに提案いたしました協議事項をもって、すべての協定項目について提案が終了したところでございます。

このようなことから、事務局といたしましては、会議規程に基づき、次回の第15回会議で、建設計画を含めて、すべての協定項目の確認が行われるものと想定し、次回の会議には合併協定書の案を提案したいというふうに考えております。

なお、合併協議会におきまして、すべての協議が調えば、その後、速やかに合併協定調印式を行うこととなりますが、調印式につきましては、今後の協議の状況を見きわめる中で、両市町とも御相談の上、日程等を確定させ、合併協議会の委員の皆様を初め関係者にお知らせをしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

合併協定書につきましては以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました件について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 その他(2) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

議長(増田会長) ないようでしたら、次に(2)の高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料39ページをごらんいただきたいと存じます。

合併協議会の会議の開催予定でございます。

次回の第15回会議でございますが、資料では11月24日水曜日の午前10時からとなっておりますが、訂正をお願いしたいと思います。開始時間の変更をお願いしたいと思います。開始時間を午前10時から午後3時に訂正をお願いしたいと存じます。場所は、資料に記載のとおり塩江町役場の2階、大会議室でございます。11月24日の水曜

日午後3時から塩江町役場で開催することといたしたいと存じます。

事務局からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 以上で、その他は終わりましたが、この際、何か合併問題全般について御発言がございましたら承りますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、長時間にわたり御協議ありがとうございました。

これをもちまして高松市・塩江町合併協議会第14回会議を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午前11時10分 閉会

会議録署名委員

委員

梶村 伝

委員

尾形 洋一